

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施 に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年7月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務
②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	【概要】 予防接種の接種勧奨及び予防接種の接種記録に基づく予防接種接種済証等の発行を行うシステムで、下記の機能を有する。 【機能】 1 予防接種対象者の情報管理 2 予防接種の実施に関する記録の作成、管理 3 予防接種の接種記録に基づく予防接種済証等の交付 4 予防接種履歴等の照会対応
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 (1)個人(住登者・住登外者)、事業所及び共有宛名の管理を行う。 (2)送付先の設定及び管理を行う。 2 宛名照会機能 (1)個人宛名基本情報及び送付先情報を表示する。 (2)個人が属した世帯に関する情報を表示する。 3 既存住民基本台帳システム連携機能 既存住民基本システムと連携し宛名情報を更新する。 4 庁内他業務システム連携機能 他業務で使用する宛名データを作成する。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (団体内統合利用番号連携サーバー、各種システム)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管し、及び管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関に特定個人情報(連携対象)を照会し、照会した情報を受領する。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の情報保有機関からの特定個人情報(連携対象)の照会に対して、当該情報の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと業務システム、既存住民基本台帳システムとの間で、情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供があったときに、情報提供等記録を生成し、情報提供等記録を含むアクセス記録を管理する。 また、必要に応じてアクセス記録の検索、抽出及び出力を行い、並びに不開示設定や過誤事由の更新を行い、並びに保管期間の過ぎたアクセス記録を削除する。 6 情報提供データベース管理機能 情報提供機能において情報提供する特定個人情報(連携対象)を副本として保持し及び管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会内容、情報提供内容、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する。 9 職員認証及び権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証を行い操作者を一意に特定し、及び職員に付与された権限に基づきシステム機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 中間サーバー・ソフトウェアで提供するバッチの状況管理、業務統計情報の集計、中間サーバー・ソフトウェアの稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 (各種システム)
システム4	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	1 宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名データベースに反映を行う。 2 統合宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 3 符号要求機能 個人番号に対応する統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求及び取得依頼を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーに特定個人情報(連携対象)の情報照会を行い、及び中間サーバーからの情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 5 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して行なわれる情報照会要求情報を業務システムから受領し、中間サーバーからの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 各種システム ）
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム（VRS）
②システムの機能	【概要】 予防接種の接種記録を行うシステムで、下記の機能を有する。 【機能】 1 接種対象者の登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 市内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 健康管理システム ）

3. 特定個人情報ファイル名		
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の93の2の項 番号法第9条第1項 別表の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2の項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部健康推進課	
②所属長の役職名	健康推進課長	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民で新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者
その必要性	予防接種に関する業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	【識別情報】 (個人番号及びその他識別情報) ・ 予防接種情報に係る個人を正確に特定するために保有 【連絡先等情報】 (4情報、その他予防接種関係情報) ・ 接種勧奨、未接種勧奨等の送付先の確認・更新等を行うために保有 【業務関係情報】 (予防接種関係情報) ・ 接種履歴を把握し適切な接種管理を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月以降
⑥事務担当部署	健康福祉部健康推進課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 都道府県、他市町村 ） ☐ 民間事業者 （ 医療機関 ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム ）
③使用目的 ※		予防接種の実施、予防接種に関する記録の作成
④使用の主体	使用部署	健康福祉部健康推進課
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施における、対象者への通知、接種記録の登録・管理(転出元市区町村への照会・提供等)、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済などの事務。
	情報の突合	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		令和3年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		健康管理システムの開発・運用・保守
①委託内容		健康管理システムの開発・運用・保守に関すること
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		テクノコーポレーション株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 1 ）件 ☐ 移転を行っている（ ）件 ☐ 行っていない	
提供先1	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 同条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項	
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市の新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		
移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）	
⑦時期・頻度		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※	1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。 クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。
--------	--

7. 備考

＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞
・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。
・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。
※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 予防接種情報

【宛名情報】

[1]団体内統合宛名番号、[2]世帯番号、[3]支所コード、[4]地区コード、[5]行政区コード、[6]氏名かな、[7]氏名漢字、[8]生年月日、[9]性別、[10]住所

【予防接種情報】

[1]接種年度、[2]接種日、[3]接種業務、[4]接種種別、[5]接種医療機関、[6]接種場所、[7]料金区分、[8]負担額、[9]請求月、[10]自費、[11]接種日年齢、[12]年度末年齢、[13]転入日、[14]予診日、[15]予診医療機関、[16]予診医師、[17]予診判定、[18]接種形態、[19]対象区分、[20]接種医師[21]接種量、[22]ワクチン名、[23]ワクチン名(その他)、[24]ワクチン有効期限(西暦)、[25]ワクチンメーカー名、[26]ワクチンロット番号

【接種証明書発行時情報】 ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

[1]旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)

[2]証明書ID

[3]証明書発行年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	- 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 - 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。 - 他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市町村へ照会を行う。 - 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、他市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 - 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 - 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 - 他システムとの連携により入手する場合においては、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 - 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 - 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 健康管理システムは、番号法別表、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。 2 健康管理システムと他システム間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。 3 健康管理システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能(画面)では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。 4 個人番号利用事務以外の事務からの予防接種情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供するようにアクセス制御を行う。 5 団体内統合利用番号連携サーバーは、個人番号、団体内統合利用番号、各システム宛名番号等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。 6 健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバーへの権限のない者の接続を認めない。 7 ワクチン接種記録システムにおける追加措置として、接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。 ワクチン接種記録システムは、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 (1) 特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 (2) LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 (3) ログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 (4) ログイン用のユーザIDは、市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	
その他の措置の内容	システムへのログイン記録しており、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。システム上保持し、一定期間経過したログはまとめてCSVファイルとして別に保存。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際には速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 1 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。
 - ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。
 - ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。
 - ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。
 - ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。
 - ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
- 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
 - ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
 - ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
 - ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- 3 ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 委託業務を遂行する目的以外の目的に使用しないこと。 2 特定個人情報の閲覧者又は更新者を制限すること。 3 特定個人情報を委託業者以外の者に提供することが認められないこと。 4 利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 5 必要に応じて、委託先の視察・監査を行うこと。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報 の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 八代市個人情報保護条例や八代市情報セキュリティポリシーにおいて、収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供すること、及びオンライン結合による個人情報の提供を原則禁止している。ルール遵守の確認方法としては、アクセスログの監視を行っている。 収集した目的以外の目的により個人情報を利用し、又は提供することがあるときは、届出書を提出してもらっており、オンライン結合により個人情報を提供することがあるときは、あらかじめ個人情報保護審査会の意見を聴かなければならないこととしている。			
その他の措置の内容	1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に特定個人情報を保管する。 2 サーバーへのアクセスはユーザーID及びパスワードによる認証を必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※1 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 ※2 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 ※3 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ※ 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 物理的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 2 技術的対策としての中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 (2) 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 (3) 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (4) 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 (5) 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 (6) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (7) 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	1 職員への研修等 (1) 職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。 (2) 事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1) IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 (1) デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
②請求方法	指定様式(又はこれに準ずる様式)による書面の提出により開示、訂正又は利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年1月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月14日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2項番115の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2の項	事後	情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の提供ができる根拠規定及び照会ができる根拠規定を区別して記載するよう修正
令和4年1月31日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1項番93の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和4年1月31日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2の115の2の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	
令和4年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2021/1/31	2022/1/31	事後	
令和4年2月14日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-0072 八代市高下西町1726番地5 TEL0965-32-7200 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部 文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100	事後	

令和4年2月14日	IV開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-0072 八代市高下西町1726番地5 TEL0965-32-7200	八代市 健康福祉部 健康推進課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-5116	事後	
令和4年3月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。番号法の別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務を取り扱う。番号法の別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和4年3月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5		①システムの名称 ワクチン接種記録システム(VRS) ②システムの機能 【概要】 予防接種の接種記録を行うシステムで、下記の機能を有する。 【機能】 1 接種対象者の登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 予防接種証明書の発行 ③他のシステムとの接続 その他(健康管理システム)	事後	
令和4年3月8日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	

令和4年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	紙 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム	紙 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施における、対象者への通知、接種記録の管理、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施における、対象者への通知、接種記録の登録・管理(転出元市区町村への照会・提供等)、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済等などの事務。	事後	
令和4年3月8日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供する ために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	

令和4年3月8日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(1)予防接種情報 【宛名情報】 [1]団体内統合宛名番号、[2]世帯番号、[3]支所コード、[4]地区コード、[5]行政区コード、[6]氏名かな、[7]氏名漢字、[8]生年月日、[9]性別、[10]住所 【予防接種情報】 [1]接種年度、[2]接種日、[3]接種業務、[4]接種種別、[5]接種医療機関、[6]接種場所、[7]料金区分、[8]負担額、[9]請求月、[10]自費、[11]接種日年齢、[12]年度末年齢、[13]転入日、[14]予診日、[15]予診医療機関、[16]予診医師、[17]予診判定、[18]接種形態、[19]対象区分、[20]接種医師[21]接種量、[22]ワクチン名、[23]ワクチン名(その他)、[24]ワクチン有効期限(西暦)、[25]ワクチンメーカー名、[26]ワクチンロット番号	(1)予防接種情報 【宛名情報】 [1]団体内統合宛名番号、[2]世帯番号、[3]支所コード、[4]地区コード、[5]行政区コード、[6]氏名かな、[7]氏名漢字、[8]生年月日、[9]性別、[10]住所 【予防接種情報】 [1]接種年度、[2]接種日、[3]接種業務、[4]接種種別、[5]接種医療機関、[6]接種場所、[7]料金区分、[8]負担額、[9]請求月、[10]自費、[11]接種日年齢、[12]年度末年齢、[13]転入日、[14]予診日、[15]予診医療機関、[16]予診医師、[17]予診判定、[18]接種形態、[19]対象区分、[20]接種医師[21]接種量、[22]ワクチン名、[23]ワクチン名(その他)、[24]ワクチン有効期限(西暦)、[25]ワクチンメーカー名、[26]ワクチンロット番号 【接種証明書発行時情報】 ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ [1]旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号) [2]証明書ID [3]証明書発行年月日	事後	
----------	---------------------	--	--	----	--

令和4年3月8日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 2 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。 3 他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市町村へ照会を行う。 4 他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。	1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 2 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。 3 他市町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市町村へ照会を行う。 (1) 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (2) 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 (3) 予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 4 他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。	事後	
令和4年3月8日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	

令和4年3月8日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	1 健康管理システムは、番号法別表第1・第2、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。 2 健康管理システムと他システム間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。 3 健康管理システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能(画面)では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。 4 個人番号利用事務以外の事務からの予防接種情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供しようアクセス制御を行う。 5 団体内統合利用番号連携サーバーは、個人番号、団体内統合利用番号、各システム宛名番号等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。 6 健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバーへの権限のない者の接続を認めない。	1 健康管理システムは、番号法別表第1・第2、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。 2 健康管理システムと他システム間では、法令に基づく事務で使用する以外の事務の情報との紐付けを行わない。 3 健康管理システムにおいて、個人番号利用事務以外の事務の処理のための機能(画面)では、個人番号を参照できないようにシステム上でのアクセス制御を行う。 4 個人番号利用事務以外の事務からの予防接種情報の要求があった場合は、個人番号を含まない情報を提供しようアクセス制御を行う。 5 団体内統合利用番号連携サーバーは、個人番号、団体内統合利用番号、各システム宛名番号等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務において必要のない情報との紐付けは物理的にできないものとする。 6 健康管理システム、団体内統合利用番号連携サーバーへの権限のない者の接続を認めない。 7 ワクチン接種記録システムにおける追加措置として、接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	
-----------------	--	---	---	-----------	--

令和4年3月8日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	健康管理システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。	健康管理システムのアクセスは、職員ごとのユーザID・パスワードで認証を行い権限のない機能は利用できない。定期的にパスワードは変更する仕組みにしている。 ワクチン接種記録システムは、権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 (1) 特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 (2) LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 (3) ログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 (4) ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	
----------	---	---	---	----	--

令和4年3月8日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		1 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 3 ワクチン接種記録システムからCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	
-----------------	---	--	---	-----------	--

令和4年6月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム5 ②システムの機能	【概要】 予防接種の接種記録を行うシステムで、下記の機能を有する。 【機能】 1 接種対象者の登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 予防接種証明書の発行	【概要】 予防接種の接種記録を行うシステムで、下記の機能を有する。 【機能】 1 接種対象者の登録 2 接種記録の管理 3 転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	
令和4年6月13日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	
令和4年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他（ワクチン接種記録システム(VRS)）	その他（ワクチン接種記録システム(VRS)（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。）、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム）	事後	
令和4年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 （転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う）	・住民票関係情報を突合し、予防接種対象者であることを確認する。 ・接種結果と健康・医療関係情報を突合し、接種履歴を管理する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事後	

令和4年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ①委託内容 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 ②委託先における取扱者数 10人以上50人未満 ③委託先名 株式会社ミラボ ④再委託の有無 再委託しない	事後	
令和4年6月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	1 入退室管理をしているASPデータセンター内に保管 2 サーバーへのアクセスは、ID及びパスワードによる認証が必要 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	

令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 7. 備考		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 2 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。 3 他市区町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市区町村へ照会を行う。 (1) 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (2) 転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。 (3) 予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 4 他システムとの連携により入手する場合には、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。	1 窓口において届出内容や身分証明書等の本人確認書類の確認を厳格に行う。 2 申請者が誤った情報を記入することがないよう、記載台に見本を掲示する。 3 他市区町村からの情報の入手については、内容を精査し、一意性に疑問が生じるときは、該当市区町村へ照会を行う。 (1) 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、他市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (2) 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (3) 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事後	
------------------	--	---	---	-----------	--

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容		4 他システムとの連携により入手する場合においては、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保する。 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	
令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。	事後	

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
------------------	---	--	--	-----------	--

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・個人番号カードの読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	
------------------	---	--	---	-----------	--

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	2 特定個人情報を使用する場面を、必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。	事後	
令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。	事後	
-----------	---	--	---	----	--

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	
令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1 職員への研修等 (1)職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。 (2)事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	1 職員への研修等 (1)職員に対しての個人情報保護に関する研修を行う。 (2)事務担当職員への必要な知識の習得に資するための指導を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームに係る研修等 (1)IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 (1)デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	

令和4年6月13日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	
令和5年1月31日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/1/31	2023/1/31	事後	
令和5年3月15日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。	・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。	事後	
令和5年3月15日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(4)ログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	(4)ログイン用のユーザIDは、市区町村が指定する管理者が認めた者に限定して発行される。	事後	

令和5年3月15日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	システムへのログイン記録しており、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。システム上保持し、一定期間経過したログはまとめてCSVファイルとして別に保存。	システムへのログイン記録しており、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。システム上保持し、一定期間経過したログはまとめてCSVファイルとして別に保存。 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。 システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ随時に確認する。	事後	
令和6年1月31日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2023/1/31	2024/1/31	事後	
令和7年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済などの事務を取り扱う。番号法の別表第二に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等の予防接種の実施について、対象者への通知、接種記録等の登録・管理、接種証明書の交付、委託料の支払い、予防接種事故及び副反応等報告、予防接種健康被害救済などの事務を取り扱う。番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない

令和7年1月31日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の93の2の項 番号法第9条第1項 別表第1の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	番号法第9条第1項 別表の93の2の項 番号法第9条第1項 別表の10項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2の項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2の115の2の項 ・番号法第19条第8号 別表第2の16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2の項、16の3項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項 ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表の16の2項、17項、18項、19項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の115の2の項	番号法第19条第7号 同条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の2の項	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない
令和7年1月31日	III リスク対策 3特定個人情報の使用 リスク1 リスクに対する措置の内容	1 健康管理システムは、番号法別表第1・第2、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。	1 健康管理システムは、番号法別表、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、関係主務省令等に定められた事務の所管課以外の部署からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みとする。	事後	番号法改正による変更で重要な変更には該当しない